

(写)

龍ヶ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第43号

龍ヶ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年龍ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1 省 略</p> <p>2 省 略</p>	<p>付 則</p> <p>1 省 略</p> <p>2 <u>第4条の規定により準用する給与条例第5条第1項に規定する行政職給料表の改正が行われた場合におけるフルタイム会計年度任用職員の給料については、当分の間、第4条の規定にかかわらず、当該改正に係る条例の施行の日の属する月の翌月の初日（当該条例の施行の日が月の初日であるときは、その日）から改正後の行政職給料表の規定を適用するものとする。</u></p> <p>3 省 略</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。